



全ト協発第488号(企)

平成30年12月10日

都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会

会 長



坂本克己

## 貨物自動車運送事業法の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、平成30年12月8日に参議院本会議にて、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案が可決、成立致しましたので、ご報告申し上げます。

本法案の成立は、地元選出の国会議員に積極的に要望活動を展開して頂く等貴協会のご尽力の賜物であり、誠にありがとうございます。

本法律は、経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、2024年度から時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等から改正するものであり、その主な内容は、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入、となっております。

今後は、本改正を受け、政省令及び関係通達等各種の改正が行われた後、公布の日から起算して1年6カ月を超えない範囲内、標準的な運賃の告示制度については公布の日から2年を超えない範囲内において施行されることとなります。

敬具

記

### 【添付資料】

1. 貨物自動車運送事業法の改正（概要）
2. 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
3. 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案 新旧対照表

◇本件お問い合わせ先

常務理事 松崎

企画部 星野、小川、本間、深田

Tel : 03-3354-1037

# 貨物自動車運送事業法の改正(概要)

## 改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

## 1. 規制の適正化

### ① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

### ② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

### ③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して收受 = 「運賃」: 運送の対価 「料金」: 運送以外のサービス等

## 2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

### ① 輸送の安全に係る義務の明確化

- ・ 事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

### ② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

## 3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難 (例: 過労運転、過積載等)

→ 荷主の理解・協力のもと働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

### ① 荷主の配慮義務の新設

- ・ トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

### ② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

### ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設【平成35年度末までの時限措置】

(1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合

→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有

② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ

(2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

(3) 要請をしてもなお改善されない場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

## 4. 標準的な運賃の告示制度の導入【平成35年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

### 標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的